

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所：

指名停止措置業者	住所
① (株) 三晃空調	大阪府大阪市北区西天満3-13-20

### 2. 指名停止措置期間：

① 平成26年3月13日 から 平成26年5月12日 (2ヶ月)

### 3. 指名停止措置の範囲： 四国地方整備局管内

### 4. 事実概要：

公正取引委員会は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法第3条に違反する犯罪があったとして、同法第74条第1項に基づき、平成26年3月4日、当該業者及び同犯罪当時に同社で設備工事の請負等の業務に従事していた担当者を検事総長に告発した。(当時、茨城営業所長：常時契約締結権限を有する者であった。)

### 5. 指名停止措置理由：

有資格業者である当該業者が、独占禁止法に違反する行為を行っていたが、明らかになったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第7号の措置要件に該当する。

本件について、指名停止2ヶ月とする。

#### ○指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 7 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)